

経 済 産 業 省

20120919商局第72号
平成24年9月19日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 豊永 厚志

電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイドについて

電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイドについて、別紙のとおり定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年9月19日から施行する。
- 2 電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド（平成20年6月12日付け平成20・05・19原院第2号）は廃止する。